

墨田区のお知らせ2011.2.3

すみだ

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

墨田区協治(ガバナンス)推進条例特集号
〈保存版〉

発行：区民活動推進課区民活動推進担当 ☎5608-6705 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

墨田区協治(ガバナンス)推進条例が4月1日から施行されます

みんなで作ろう！すみだの未来

「墨田区協治(ガバナンス)推進条例」は、「協治(ガバナンス)によるまちづくり」の拠りどころとなるものです。この条例は、区民の皆さんの幅広い参加を経て、昨年秋の区議会の議決により制定されました。この条例をもとに、区民の皆さんと区がともに考え、ともに行動する「協治(ガバナンス)によるまちづくり」をさらに展開していきます。



協治(ガバナンス)によるまちづくりってなに？

墨田区における「協治(ガバナンス)」とは、「区民等と区が、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、ともに考え、ともに行動することで、地域の課題を解決していく社会のあり方」をいいます。

区では、基本構想に「協治(ガバナンス)」というキーワードを掲げて以来、みんなの知恵と力で「すみだ」

をつくる「協治(ガバナンス)によるまちづくり」を区政運営の機軸としています。

なぜ、協治(ガバナンス)の条例が必要なの？

この条例が必要とされた背景には、二つの理由があります。

一つは、「地方分権の進展」です。国・都・区の関係が、「上下・主従」から「対等・協力」の関係へと変わ

る中、これまで以上に地域特性を活かした自主・自立の区政運営が求められています。

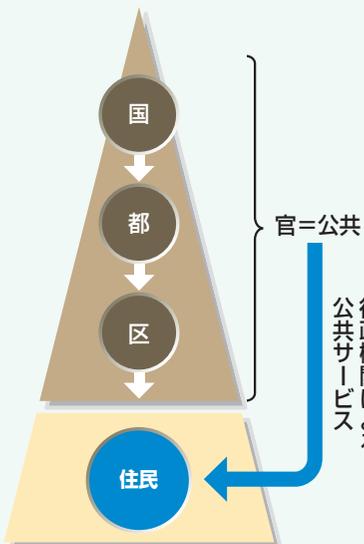
もう一つは、「社会環境の変化」です。住民ニーズが多様化する中、行政機関のみでは、きめ細かい公共サービスを提供することが難しくなっています。これからは、地域の課題解決に向けて、「多様な主体に

よるネットワーク社会」を構築していくことが重要です。

協治(ガバナンス)推進条例は、「地方分権の進展」や「社会環境の変化」の流れの中で、区民等と区(区議会、区長等)がともに協力して、「協治(ガバナンス)によるまちづくり」を進めるために必要なルールです。

統治(ガバメント)から

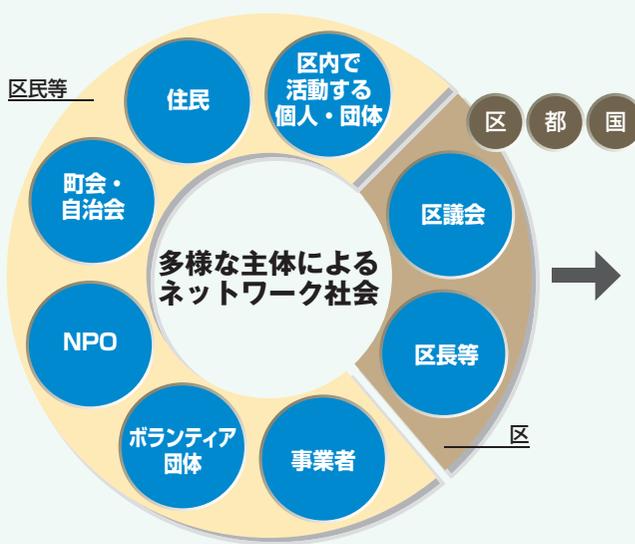
これまで



タテ型中央集権社会

協治(ガバナンス)へ

これから



ともに考え、
ともに行動する

地域の課題解決に向けて
協治(ガバナンス)による
まちづくり

墨田区協治(ガバナンス)推進条例

みんなの知恵と力で「すみだ」を

1 協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本理念・基本原則

基本理念

協治(ガバナンス)によるまちづくりは、区民等及び区がともにまちづくりを担う主体であることを基本として、行われるものとします。

2 協治(ガバナンス)によるまちづくりを担う主体の役割

基本原則

情報の共有

参加

協働

第4条(基本原則)から

(1) 情報の共有の原則

まちづくりに関する情報が、区民等及び区の共有のものであることを認識した上で、まちづくりに関する情報を共有するものとします。

(2) 参加の原則

区民等は、自主的かつ主体的にまちづくりに参加するものとします。

(3) 協働の原則

地域社会にかかわる多様な主体の協働を基本として、まちづくりを行うものとします。

まちづくりの主役として、ともに考え行動して、地域の課題解決を図ります。

区民等

●区民等の権利

- ▶ 区政に関する情報を知る権利
- ▶ 区の政策過程に参加し、意見、提案する権利
- ▶ 自ら主体的にまちづくりを行う権利

●区民等の役割

- ▶ 互いのコミュニケーションを大切にし、まちづくりに関する情報を共有すること。
- ▶ 自主的、主体的に参加するまちづくりにおいて、互いに協力すること。
- ▶ まちづくりに参加する際には、自らの発言と行動に責任を持ち、他人の意見と行動を尊重すること。

情報の共有

互いに情報を共有して、情報を発信します。

区民等に区政情報を分かりやすく提供します。

参加

まちづくりに積極的に参加します。

区民等が区政に参加する機会を保障します。

協働

互いに協力して地域の課題を解決します。

区民等と協力して地域の課題を解決します。

区

地域の課題解決に向けて、区民等と協力しながら、積極的に協治(ガバナンス)によるまちづくりを推進します。

●区議会の責務

- ▶ 区議会は、区政の意思決定機関として、区民等の意見を反映した議論と開かれた議会運営を行います。
- ▶ 区議会議員は、区民等の意見や地域の課題をよく把握し、自らの活動について積極的に情報発信を行います。

●区長等の責務

- ▶ 区長等は、公正かつ誠実に区政を運営します。
- ▶ 区長は、協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のための区政の仕組みづくりを積極的に行います。
- ▶ 区職員は、区民等と区の連携を図るための知識や能力の向上に取り組みます。

第2条(用語の定義)から

▶区民等

住民(区内に住所を有する者をいいます。)若しくは区内で働き、学ぶ個人又は区内で事業活動その他の活動を行う個人若しくは団体をいいます。

▶事業者

区民等のうち区内において事業活動を行う者をいいます。

▶コミュニティ

区民等のうち区内のそれぞれの地域においてその地域を基盤とする、又は目的を共有する組織又は団体をいいます。

▶区

区議会及び区長等をいいます。

▶区長等

区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいいます。

いきいき”させる

この条例では、協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本的なルールとして、以下の3つのことを定めています。

- 1 協治(ガバナンス)によるまちづくりの基本理念・基本原則
- 2 協治(ガバナンス)によるまちづくりを担う主体の役割
- 3 協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のための区政の仕組み

3 協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のための区政の仕組み



①情報の共有

情報を共有するために、次のような取組を行います。

- ▶「区のお知らせ」、区ホームページ、区政情報番組のテレビ放送等による情報提供
- ▶冊子、パンフレットによる情報提供
- ▶地域情報を提供するサイト「いっしょにネット」の運営
- ▶コミュニティ掲示板・機関紙の助成 など

第15条(情報の共有)から

- 1 区は、区民等の知る権利を保障し、区政情報について適切な公開及び提供を行うことにより、情報の共有を推進します。
- 2 区は、区民同士が地域の課題解決に向けてまちづくりに関する情報を互いに共有することができるよう努めるものとしします。

②区政への参加

参加の方法については、次のようなものがあります。

- ▶パブリック・コメント(意見公募) 手続
- ▶審議会、協議会
- ▶意見交換会、懇談会
- ▶意見書・提案書 など



第2条(用語の定義)から

- ▶区政への参加
区の政策等の企画立案、実施及び評価の各過程に、区民等が自ら主体的にかかわることをいいます。

第22条(区政への参加)から

- 1 区は、区民等が区政に参加する機会を積極的に保障します。
- 2 区は、区政への参加について多様な制度を整備し、区民等が容易に区政に参加することができるよう十分配慮するものとしします。

第2条(用語の定義)から

- ▶協働
地域の課題解決に向けて、共通の目的を持ち、互いに対等な立場で協力し合うことをいいます。

第28条(協働の推進)から

区は、区民等と協働を進めるに当たっては、互いの役割分担について十分な協議を行うものとしします。

③協働の推進

協働を推進するために、次のような取組を行います。

- ▶人材の育成
- ▶情報の収集や提供
- ▶活動の機会や場所の提供
- ▶区民等やコミュニティ相互の連携促進
- ▶活動に必要な資金助成 など



条例の全文をご覧になれます



パンフレット

「墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の全文は、区民活動推進課(区役所5階)、区民情報コーナー(区役所1階)、区ホームページでご覧になれます。

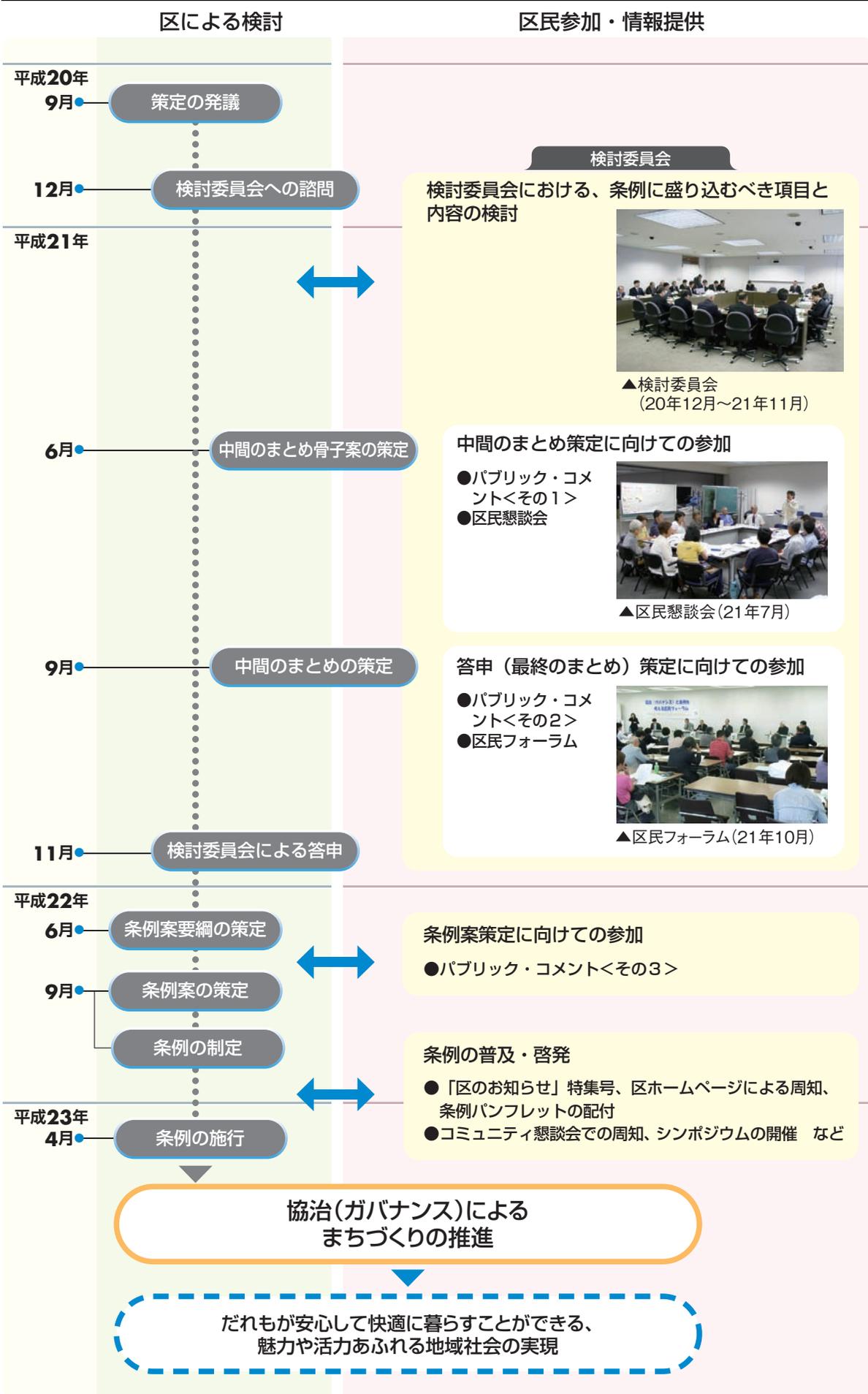
また、この条例の内容をより詳しく解説する「パンフレット」の配布も行っています。詳細は、区民活動推進課区民活動推進担当 ☎5608-6705 までお問い合わせください。



この条例は、制定すればそれでよいというものではなく、みんなの知恵と力を活かすために使われて初めて役に立つものです。

ともに考え、ともに行動する実践を通して、だれもが安心して快適に暮らすことができる、魅力や活力あふれる地域社会の実現に一歩ずつ近づいていきます。

■墨田区協治(ガバナンス)推進条例ができるまで



条例検討委員会
委員の皆さんから

■阿部洋一さん
(NPO 法人 向島学会理事)



地域で解決したいことや挑戦したいことがあったら、まず、自分たち近所の人同士で考えましょうよ。大抵行き詰まっちゃうから、今度は、区の人に相談します。そうすると、成功例とか失敗例、経験者なんかを紹介してくれます。そんなのを参考にすれば、まあ地に足の付いた方法や、ちょっと小粋な試みが生まれそうじゃありませんか。

災害に強いまちづくりに向けて、地域で活動を続けて25年。防災で何より大切なのは、もしもの時に助け合えるつながりづくり。路地でのコミュニケーションだって、協治(ガバナンス)の取組につながっていきます。

地に足が付いて小粋、これが墨田区の住民自治・協治のすべてじゃないかなあ。墨田区も、ヤルじゃないですか。

■小川 昭さん
(ボランティアサークル連絡会会長)



“人は、ひとりで生きているわけではなく、どこかでつながっている” そんな気持ちで、ボランティア活動に携わっています。毎年、小学校を会場に近隣の町会・自治会の皆さんやPTAの皆さんと協力して、社会福祉協議会の主催で「すみだボランティアまつり」を開催していますが、そこで生まれたつながりの輪は地域に広がっています。

私たち一人ひとりが地域を見つめ、互いに持ち味を活かしあう。まちの小さな課題に気づくことができるのは、地域で暮らしている私たちです。

「すみだ やさしいまち宣言」とともに、この協治(ガバナンス)推進条例を支えとして、どんな輪がさらに墨田区に育っていくのか。みんながつながりを持って、ともに考え、ともに行動する「協治(ガバナンス)によるまちづくり」によって、もっとみんなが安心して暮らしていける地域づくりができると思います。

ご参加ください
協治(ガバナンス)推進条例シンポジウム
「みんなで作ろう！すみだの未来」

【とき】2月20日(日)午後2時～4時(予定) *開場は午後1時半

【ところ】すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)2階ホール

【内容・講師等】▶第1部=基調講演「人が輝く いきいき すみだ」/講師:青山 侑^{やすし}氏(作家・明治大学大学院教授・条例検討委員会会長) ▶第2部=パネルディスカッション「みんなで作ろう！すみだの未来」/パネリスト:青山 侑氏・阿部洋一氏(条例検討委員会委員)・小川 昭氏(条例検討委員会委員)・墨田区長 山崎 昇

【定員】先着200人 【入場料】無料 【申込み】当日直接会場へ

*一時保育と手話通訳がありますので、希望する方は、2月14日までに電話で区民活動推進課 区民活動推進担当 ☎5608-6705へお申し込みください。